

⊘ 宅配便で現金は送れません!!

ハガキ

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知いたします。管理番号(ほ)621 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

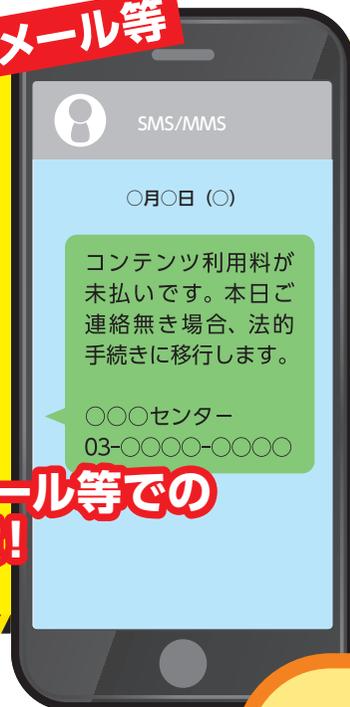
裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日

法務省管轄支局 民間
東京都千代田区内
取り下げ等の
受付時間

メール等



ハガキやメール等での通知に注意!

はがきや携帯メール等で料金未納の通知があり

- 民事訴訟の取下げ
- 弁護士費用

で現金を送るように要求し、
本・書類・衣類などと記載
するよう指示があったら



詐欺
です

警察に通報してください!!

埼玉県警察

